

向日市コミュニティセンター管理要項

(趣旨)

第1 この要項は、向日市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置趣旨に基づき、その効果的な活用を図るために必要な基準について定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2 センターを使用できる者は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1 町内会又は自治会
- 2 育友会
- 3 老人クラブ
- 4 婦人団体
- 5 青年団体
- 6 少年団体
- 7 文化団体
- 8 スポーツ団体
- 9 上記を除く社会教育関係団体
- 10 福祉関係団体
- 11 その他のグループ又は団体
- 12 市内官公署

(使用目的の範囲)

第3 センターを使用できる目的は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1 学習会、講習会又は研究会
- 2 レクリエーション又はクラブ・サークル活動
- 3 その他の地域住民の自主的な活動と相互の交流活動
- 4 生活・文化を高める社会教育活動

(使用制限)

第4 センターは、次に掲げるものについては、使用できない。

- 1 専ら営利を目的とする活動及びこれらに類する商品の展示、販売、宣伝、試食会等の活動
- 2 個人又は政党その他の政治団体による政策の普及、宣伝、党勢拡張等の政治的活動

- 3 宗教の教義の宣布、儀式の執行、信者の教化育成等の宗教的活動
- 4 専ら飲食を目的とするもの
- 5 葬儀及び告別式
- 6 2 日以上の継続又は反復使用
- 7 夜間（午後 6 時以降）における児童又は生徒のみの使用
- 8 他の使用者又はセンター周辺地域住民の迷惑になるもの
- 9 5 人未満の会合

（遵守事項）

第 5 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- 2 許可を受けないで壁、柱、扉等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
- 3 建物、器具、設備等を大切に取扱い、これらをき損、亡失しないこと。
- 4 火災防止に努めること。
- 5 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- 6 その他センターの係員の指示に従うこと。

附 則

この要項は昭和 6 3 年 4 月 1 2 日から施行する。